三　組合等（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。以下この条及び第七条において同じ。）であって連結自己資本比率（水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省農林水産省令第十五号）第一条第四項又は第三条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。次号において同じ。）を算出するもの及びその子会社等（法第十一条の十一第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等をいう。以下この号において同じ。）又は当該組合等の子会社等が行う信用の供与等（法第十一条の十一第一項本文（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の額が、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第三号。以下「自己資本比率告示」という。）第十条の算式における当該組合等の自己資本の額に百分の五を乗じて得た額に満たない者（前二号に掲げる者を除く。）

四　組合等であって連結自己資本比率を算出しないものが行う信用の供与等の額が、自己資本比率告示第二条の算式における当該組合等の自己資本の額に百分の五を乗じて得た額に満たない者（第一号又は第二号に掲げる者を除く。）

五　同一人自身（令第十条第一項（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）に規定する同一人自身をいう。第七条第八号において同じ。）の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（前各号に掲げる者を除く。）

（債務の保証）

第二条　令第十四条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄七に掲げるオフ・バランス取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表に計上されるものを除く。）とする。

（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）

第三条　令第十四条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一　自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引（前条に該当するものを除く。）

二　自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定する長期決済期間取引

三　自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げるオフ・バランス取引

（オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法）

第四条　前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が命令第十四条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。

2　前項の規定にかかわらず、自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項の中欄に掲げるオフ・バランス取引に係る信用の供与等の額は、当該オフ・バランス取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。

（外国政府等）

第五条　令第十条第十一項第五号（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。以下この条及び第七条において同じ。）の主務大臣の定めるものは、次に掲げる外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。以下この条において同じ。）とする。

一　当該外国政府等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトが自己資本比率告示第二十七条第一項各号の表中零パーセントであるもの

二　当該外国政府等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトが自己資本比率告示第二十八条及び第三十一条第二項の規定により零パーセントであるもの

（金融機関間取引）

第六条　令第十五条第一項各号列記以外の部分の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行

二　長期信用銀行

三　株式会社商工組合中央金庫

四　信用金庫及び信用金庫連合会

五　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

六　労働金庫及び労働金庫連合会

七　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

八　漁業協同組合（法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

九　農林中央金庫

十　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社

十一　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社

十二　第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第十九号において同じ。）を行う者

十三　第二種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。第十九号において同じ。）を行う者

十四　投資助言・代理業（金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。第十九号において同じ。）を行う者

十五　投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第十九号において同じ。）を行う者

十六　短資業者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者をいう。）

十七　外国の法令に準拠して外国において銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。）を営む者（第一号又は第二号に掲げる者を除く。）

十八　外国の法令に準拠して外国において保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を行う者（第十号に掲げる者を除く。）

十九　外国の法令に準拠して外国において金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業を行う者

二十　外国の法令に準拠して外国においてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条　命令第十五条第一項第八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額は、組合等の同一人に係る命令第十四条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一　現金を担保とするもののうち当該担保の額

二　令第十条第十一項第一号又は第二号（これらの規定を同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に掲げる法人が債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額